

# 部落解放研究の現状と課題

—歴史・理論分野から—

渡辺俊雄

## はじめに

昨年八月、『部落問題論究』という雑誌に、杉之原寿一氏が「“解同”の理論的混迷の深化」という論文を発表しています。この杉之原論文は、従来の国民的融合論からは少し違つて新しい観点がでてきたわけですが、一番新しい融合論の体系的な記述だという上で、この論文を検討しながら解放理論、あるいは部落史の研究で、どういう事が課題になり、今後の課題になっていくのかを、少しまとめてみたいと思います。

杉之原論文の骨子は、次のとおりで、六点に整理できると思います。

① 部落差別は封建的身分差別の残滓、傷あと。

② 身分差別は封建社会の属性、故に戦前、部落解放はブルジョア民主主義の課題。

③ 部落差別を残している社会的・物質的基礎は「絶対主義的天皇制」、寄生地主制、それらとも着した日本資本主義の特殊構造、家父長的家族制度など。

④ 戦後、部落差別を支えてきた物質的基礎が基本的に解体、部落差別は急速に解放の過程に。

⑤ 現代日本の独占資本と反動勢力は、部落問題の解決をさまたげて、部落解放は反独占の民主主義の課題。

⑥ しかし、独占資本と反動権力の横暴な專制的支配を規制し、民主主義の枠のなかでも実現できる。

すでに杉之原論文については、大賀氏から、『部落解放研究』第三七号で全面的な批判がされています。ここでは、それぞれの一～六まで整理した所で、いろいろな部落

史の研究の課題がかくされていると思いますので、時間のゆるす限り報告したいと思います。

## 一、近代の部落問題について

### ① 現実が提起するもの

まず、杉之原氏の論文を読みましても、「部落差別は封建的身分差別の残りものだ」という考え方で、あいかわらずくりかえし述べているのですが、この点について、部落差別の歴史的な起源あるいはその形態、それが封建的な身分差別に起因しているという点については、これは、よほどの方でなければ誰でもが承認するところではないかと思っています。

### ② 「解放令」の研究

この点に関連しては、近年のいわゆる「解放令」に関する実証的研究が次々と発表され、研究がすいぶん深められていきました。<sup>(3)</sup>

その事によって、ひとつの有力な見解だと思いますが、「解放令」が、地租改正の過程で、具体的なテーマとなって施行されてきたという見解が発表されています。この地租改正というのは、土地の私的な所有をみとめていく。土地の所有権がだれにあるか。個人であったり、公的なもの

であつたりするわけですが、封建時代とまつたく違つ、新しい資本主義的なブルジョワ社会になる段階で、さかれられないひとつの政策（＝土地の商品化）であつたと思ひます。が、そういう過程の中で解放令といふものが登場していくる中にも、解放令のもつていたブルジョワ的な性格があつわれているのではないかと思ひます。

先ほどの報告にもありました、いわゆる「解放令」の「解放」という意味は、決して部落差別をなくす、差別を全て禁止するとかいうことではありませんでした。封建的な差別の打ち切りという以上でも以下でもないわけで、それ故に解放令のことを「賤民制廃止令」だとかというふうによばれるわけです。それが、ブルジョワ的な解放の中身だと思います。

ですから、封建的な差別を廃止するどころか、実際に平等が実現される、形式的な平等もそうだし、実質的な平等でもそうだと思ひますが、平等を保障するという事の間には、かなりひらきがあると思います。そういう平等を実際に実現していくためには、それは下からの闘いが必要で、それが後の改善運動であつたり、自由民権運動であつたり、水平運動であつたり、今日の部落解放運動などといったものになると思います。

そのことは、「解放令」のうちに被差別部落にたいす

め述べられていますが、いわゆる国民的融合論の立場にたつといふ論者や研究者の中でもあります。たとえば河村望氏や中川信義氏などが、そのとおりの事を言つてゐます。その事は、国民的融合論の大きな弱点になつてきているので、この批判にどう答えるのか、もしも答えられるなら真剣に答えてほしいと思ひます。鈴木氏など、「部落は日本資本主義に構造的に組みこまれ」たとも言つてゐるのです。この観点を徹底してつらぬいてほしいものです。

ところで、これまで日本資本主義と部落問題の関係が明らかにされてこなかつたわけではありません。かなりいろんな所で、個別の事例ではあります、実証的な研究が行なわれてきたのではないかと思ひます。藤谷俊雄氏の『部落問題の歴史的研究』といふ本もそうですし、馬原鉄男氏の『日本資本主義と部落問題』といふ本もそうです。国民的融合論がでる前の藤谷・馬原を中心とする研究は、こういふ日本の資本主義と部落問題の関係を明らかにするという問題意識で、つらぬかれていたわけです。

その後も、たとえば福岡の永末十四雄氏の炭坑における部落の労働力の一連の研究であるとか、高木寛明氏の姫路の部落の研究などは、よく引用されます。また、滋賀の平井清隆氏の論文をよんでみると、明治以降に部落が新しくで

る差別觀念や差別事件があとをたたなかつたからといつて、けつして「封建的」な差別がそのまま残つたことを意味するものではない、ということです。

「国民的融合論」にもいろいろな幅がありますが、鈴木良氏などはかなりはつきりと封建的身分差別と近代日本における部落問題とを別け、「近代の部落差別の固有の物質的基礎」として寄生地主制をあげています。そうした断絶が「解放令」からおこるわけで、最近そういう事が明確に意識されるようになってきたのではないかと思ひます。そして今日では、そういう解放令の研究をふまえて、あらためて解放令の反対一揆の性格やその実態についての研究や史料の発掘がようやく盛んになってきていると思ひます。その反対一揆の研究を進める事によって、いつたい解放令が部落に何をもたらし、どういう変化をもたらし、あるいは、日本の全体の明治維新の変革の中で、部落問題がどう展開していったのかといふことの解明につながつていいくのではないかと思ひます。

### ③ 資本主義と部落

次に問題となるのは、部落差別が、実は日本資本主義、あるいは独立資本主義のいろんな矛盾と結びついて残されてきているという事です。この点について、大賀論文で

きたりなくなつたり、といつた事例が報告されています。<sup>(10)</sup> 部落解放研究所としても、できるだけこのよくな問題意識にもとづく報告をしていただいているわけですが、昨年の部落解放研究者集会で報告していただいた長崎の事例もそうですし、部落台帳の研究からも、明治以降近代における部落問題がただ単に、封建的なものでなく、資本主義の展開の中で残されていくという事を明らかにしています。<sup>(11)</sup> また近年各地研究所の紀要があいついで創刊され、号を重ねていますが、こうした研究のなかに、多くの成果を見ることがあります。<sup>(12)</sup>

それから、研究所の事業としてこの間やつてきました東京都公文書館に所蔵されている行政文書ですが、行政文書の中から部落問題にかかる資料をひろひろと見て紀要で三回ほど紹介していただいています。<sup>(13)</sup> 中でも、解放令以降の部落問題の展開というのは、けつして封建的なものが残つたのではなくて、たいへん資本主義の波をかぶつっていく部落の様子が徐々にあきらかにされています。たとえば、東京都公文書館の史料のなかに非人関係の資料もたくさん出てくるわけですが、「解放令」後、多くの非人はその居住地（官有地など）から連れられて、流民化してしまいます。非人にとっての「解放」とは、じつはひととおりあります。

こうじうふうに、近代の部落史の実証的な研究をさらいに進めていくこと、つまり、先ほどいきましたように、藤谷氏や馬原氏が手がけながら、「国民的融合論」がでたために、部落問題研究所関係の研究者でここ数年からみられなかつた、こういう研究を、さらに進められていかなければならぬと思ひます。

各地域ごとの人口や職業の構成がどう変動していくのか、部落の実態がどう変化していくのか、それも時期的に仮説でいいですが、明治の解放令がでる前後と、松方デフレの時期前後、それから近代の天皇制がかたちづく憲法の制定前後、それぞれの時期で部落にどのような変化が起こつてきているのか、実証的に明らかにしていくようなら密な作業が、これからも必要になつてくると思ひます。

#### ④ 本質は現象する

先ほど、部落差別の歴史的な起源や形態は封建的な身分差別だと申しましたが、実はこの点についても、もうひとことつけくわえるべきだと思います。

確かにそれはそうなんですが、本質と形態（現象）とはまつたく切りはなされてあるわけではありません。必ず、本質は現象するわけですから、形態や意識の側面でさえ、実は封建的なままで残つていくのではなくて、資本主義的なと書かれています。つまり、ここでは、差別意識が起こつてくる理由、差別意識を二つの側面に分けて、ひとつは、「因襲」とか、旧来からの「感情」、つまり封建的な側面と、あつひとつは、部落民の状態をあげ、つまり劣悪な実態をみると、どうしても部落に対する偏見が強まつていくのだと、説明されているわけです。

先ほどの例に出しましたが、東京都の公文書館の史料をみていて、つくづく思うのは、明治の初期に、国民の生活の規範というのが、権力によって作りだされた側面があるのではないかということです。例えば、混浴がいけないとか、裸体のまま表を歩いてはいけないとか、家の中で水浴する場合でも、すだれを立てて、外から見えないようにならざるを得ないなどといふことがしてあります。こういう価値観も実は作られてきたものであり、新しいのではないかという気がしていきます。こういう事と部落差別に対する意識というのがからみあいながら、明治以降強まつてくるのではないかと考えていいが、こういう事例をもつともうひと歩らかにしていきたいと思います。

要素や側面が次第にこくなつていくのではないか。

例えば、部落台帳をみていて特徴的であったのは、部落台帳は当時の部落の実態を明らかにしていると同時に、非常に差別的な記述をしているので、当時の部落がどのように周囲からみられていたのか、当時の差別意識の情況がよくわかります。<sup>(3)</sup>

部落台帳では、部落民の状態のどこが問題だと書かれているかというと、例えば、貧困だとか、トラホームが多いというような不衛生であることが、差別の理由になる。あるいは、学校にいけないと、とか、貯蓄心がないなどいうことが問題にされる。これは、決して封建的な古い意識ではありません。ある意味でいうと、たいへんに新しいブルジョワ的な価値感ではないかと思ひます。そういう意味で部落に対する意識、差別意識そのものを、封建的な側面とあわせて資本主義的な側面が、その後だんだんでてきたのではないかと思ひます。

なるほど、そう考えてみると、水平運動がおこる以前に部落改善運動がとりあげたのは、こうした部落の劣悪な実態でした。それをあたかも部落民の責任であるかのように考えた点に誤りがあるわけですが、改善運動がおこつてくる必然性といったものは、あるわけです。

また、当時の論説などを読みますと、たとえば、「同じ

このことと関連して、戦前・戦後も、差別事件の具体的な事例、そこにあらわれてくる差別意識の特徴といふようなものを、明らかにしていくとか、糾弾闘争のひとつひとつの事例を追求していく作業が必要なのではないでしょうか。

解放運動の歴史的研究の論文はいろいろあります。が、糾弾闘争が水平運動・部落解放運動の基本だといわれながら、実は、個々の差別事件、糾弾闘争の研究といふのは案外すぐないわけです。<sup>(4)</sup> もつところ、これが進んでいけば、明治以降の部落差別が、封建的なものか、あるいはもつと資本主義的なものとからまつてのこつてこいるのかが、はっきりしてくるのではないかと思ひます。

(1) 「国民的融合論批判と部落解放理論」（『部落解放研究』

第三十七号、一九八三年十一月）

(2) 国民運動中央実行委員会編『全国のあいつぐ差別事件』一  
九八一・八二年版、解放出版社、一九八三年

(3) たとえば上杉鶴「『解放令』成立過程の研究」（上・下）  
（『部落解放研究』第一号・一二号、一九八〇年三月・七月）、同「『解放令』研究史について」（同第二四号、一九八一年一月）、同「明治四年賤民制廢止令の法的内容」（同第二九号、一九八二年三月）など

(4) 鈴木良「天皇制と部落問題」（『部落問題研究』第六五  
輯、一九八〇年十月）100頁

- (5) たとえば好並隆司「明治六年美作一揆の再評価」(『田山部落解放研究所紀要』第一号、一九八三年三月)、上杉聰「部落襲撃に関する新史料『岡山農暴動一揆』」(『部落解放研究』第三七号、一九八三年十一月)
- (6) 河村望「戦後民主主義と部落解放運動」(『部落』一九七七年十一月臨時号)、同「戦後民主主義運動の発展と部落問題」(『戦後部落解放運動の研究』)、中川信義「部落問題と国民融合」(『部落問題研究』第五七輯、一九七八年六月)など。
- (7) 鈴木良「地域支配と部落問題」(『部落問題研究』第六一輯、一九七九年十一月)一一頁
- (8) 平井清隆「近江の被差別部落」(部落解放研究所編『近江部落の史的研究』下)、一一二頁(以降)
- (9) いすれも『部落解放研究』第三五号、一九八三年九月
- (10) たとえば中里圭夫「農場地域史研究(一)」(『部落解放史ふくおか』第三〇号、一九八三年九月)、「ながさき部落解放研究」第五号(特集・近現代の被差別部落、一九八二年十月)、「部落解放研究くまもと」第五号(特集・熊本地方を中心とする熊本県水平社創立前後の動向、一九八三年十一月)、「おやじた部落解放史」創刊号(特集・部落史研究の意義と課題、一九八三年十二月)
- (11) 「明治期被差別部落関係資料(1)~(3)」(『部落解放研究』第一八、三〇、三一號)
- (12) 近現代史部会「『結婚印帳』の分析」(『部落解放研究』)

## 1. 水平運動について

### ① 全国水平社の創立

われ原論文の一いつめの特徴は、戦前部落解放の課題は反封建のブルジョア民主主義の課題であり、戦後ようやく反独占の民主主義課題であった、という事をいつている点です。なるほど、水平社は、部落差別の撤廃という要求をかげて闘ってきたわけで、最初は差別者への個人の糾弾からはじまるわけです。その運動の社会性をしばしば解放令にもとめたというのは、ご承知のとおりです。この点について先ほどの糾弾闘争の事例の研究と同じことですが、水平運動の前史である自由民権運動や部落改善運動、あるいは水平社が創立された事の意義、創立されてくる情況、それぞの部落ごとに、どういう階層の部落民がどういう意

識をもって立ち上がってきたのか、というような事が、それはたいへん困難でしようが、もうどちら密に研究されていいのではないでしようか。

### ② 水平運動上の解放理論について

水平運動は、たしかに最初は個人への糾弾という事で運動が始まるわけですが、しだいに水平運動が差別の根拠を明らかにし、それが実は当時の資本主義の体制にあるんだという事を明らかにしていきました。その上で大きな意義があつたのは、高橋貞樹の『特殊部落一千年史』であったり、いわゆるアナ派・ボル派というい方をすれば、それぞ組織の綱領のような文章だと思います。こういう水平運動上の各段階であらわれてくる解放理論、それから水平運動になつていていたさまざまな活動家の持つていだ理論・個々のイデオロギーの研究も、もつと必要だと思います。

とくに、「国民的融合論」が提起されて以来、ボル派の評価はたいへん低くなってしまった。まるで、資本主義の問題についてふれること、階級的に部落問題をとりあげること自体が「解消論」の誤りのように批判されているのは、残念でなりません。全水青年同盟や無産者同盟にも、たとえば「水平社教育方針書」のようにすぐれた考え方もあるたのは事実であり、「産湯といっしょに、赤兎ま

で流す」ような誤りはやめたいものです。

また、私はかつて泉野利喜蔵について少しまとめた事があるのですが、泉野利喜蔵の理解では、水平運動というのは決して身分闘争、あるいは反封建のブルジョア民主主義運動だというふうには思っていませんでした。ただ泉野は、その事をわざとて階級一般化してしまったとか、社会主義運動に一般化してしまった事を強く批判していますが、泉野は、身分闘争と階級闘争、いわゆる民主主義と社会主義という二つの側面を統一しようとしたがんばっていたと思います。

泉野利喜蔵は、戦前の水平運動においてたいへん大きなウェートを占めています。泉野の部落問題の理解をさぐることは、水平運動全体を評価するうちでも大切な作業だと考えています。

拙稿にたいしては、「社民」の再評価だという批評がありました。しかし私は、「社民」を高く評価しようとしたわけではなく、これまで「社民」として切り捨てられていた全水の活動家の思想の中に、今日継承すべき、真にマルクス主義的、階級的な思想があるのではないか、と言いたかったわけです。

### ③ 生活擁護闘争について

第三五号、一九八三年九月)

(13) 伊藤子良「部落改善私語」(『社会と救済』第四卷第一号、一九二〇年四月)

(14) たとえば近年では、山村昭子「水平社・国民党争事件の検討」(『部落解放研究』第二七号、一九八一年九月)、瀬本昌久「高松差別裁判糾弾闘争年表」(『京都部落史研究所紀要』第一号、一九八〇年十月)

たしかに初期の青年同盟や無産者同盟といわれる時代には、教条的で、抽象的な理論などさっていません。社会主義になれば差別はなくなると彼らは思ったわけですが、それでは、どのように社会主義社会を実現していくのか、この差別に満ちた社会の現実と、社会主義という理想の間に、どのような橋をかけたらしいのか、とおどりていたと思います。彼らの誤り、というより不十分さは、社会主義の理想をかかげたことではなくて、そこへいたる道筋を現実のなかから提起できなかつたという点です。そういう理想に橋をかける最初の試みが一九二八年以降水平運動で起つてくる生活擁護の取りくみであつたと思うし、さらにそれが組織的にとりくまれていくのが一九三三年の高松差別裁判糾弾闘争以降、部落委員会活動になつていくと思われます。

この時期になると、差別のところの方が、かなり進んでいくわけですが、この部落委員会活動の性格について、尾川昌法氏は、ひとつは生活擁護闘争、第二に生活擁護闘争、三つめには、反独占闘争、四つめには、ファシズムに対する闘争というふうに整理しています。つまり、水平運動はすでに委員会活動がはじまつた時には、反独占の運動として展開されていたという評価です。杉之原氏は、こういう尾川氏論文をみてそういうてるのか無視していいてるのか

わかつませんが、こうじつすでに先行する研究があるわけです。

こうして委員会活動は、差別とたたかいながら、客観的には、その向う所は、その当時の社会体制を変革する所へ向いていくわけです。融和運動というのは、水平運動の展開に対してブレーキをかけるというか、そういう運動をそなへました。融和運動の研究が、最近進んできているのもういう方向へ向けないよう、生活擁護であるとか、差別の撤廃という事を、体制としてそれなりにとりこんでいく方向へ向けています。

(1) たとえば宮富裕三「西光万吉の人と文学」(1)～(5) (『極光』第一号～第五号、一九八一年十月～一九八三年五月)

(2) 披露「水平運動史総括の諸問題」(『部落解放研究』第十号、一九七八年九月)

(3) 披露「泉野利喜蔵の足跡」(『部落解放研究』第一六号、一九八一年六月)

(4) 中村福治「近・現代部落史研究の成果と課題」(『部落問題研究』第七七輯、一九八三年九月)

(5) 尾川昌法「天皇制ファシズムと水平運動」(『水平運動史の研究』第六巻)

(6) 藤野豊『同和政策の歴史』(解放出版社一九八四年)は、戦前の融和事業・融和運動を通史的に学ぶのに格好である。

## 三、天皇制、寄生地主制について

### ① 「講座派」的発想

国民的融合論の三番田の問題、杉之原氏の強調している三番田の点は、「絶対主義的な天皇制」や寄生地主制が、部落差別の根柢なんだといふわけです。国民融合論者にひとつ聞きたいと思うのは、それでは「絶対主義的な天皇制」や寄生地主制といふのは、日本资本主义とどういう関係にあつたのか、どうことです。実は、「絶対的な天皇制」や寄生地主制といふのが、ひとり歩きしていったわけではなくて、明治以降の日本の资本主义の発展の中で再生産され変化し、場合によつては解体されていったものでした。

ところが、国民的融合論は、資本主義との関係をみないで、悪い物を古いからだ、封建的なものだ、前近代的なものだからだといふことにとらえます。大賀氏の報告であつたように講座派に特徴的な発想ですけれども、やはりこれが根底にあると思ひます。そうではなくて、部落差別を土台(=日本资本主义)から説明していく事が必要です。ところが何か、土台から説明するといふのを経済主義だといふ批判があります。山崎隆三氏からわれた批判で、

山崎氏の真意は、必ずしもそつてはなかつたのですが、何か土台から説明する事がいけないかのように、国民的融合論ではといふられてしまつてからもわりしてい。

また、馬原氏の論文を読むと、あいかわらずこういうふうにも書いています。例えは、大賀氏のように、部落問題を日本の资本主义から説明すると解放の展望がなくなつてくる、つまり、資本主義が発展すればするほど、部落差別は温存強化され、差別の展望がなくなつてくるのではないが、封建的なものだとおえるからこそ、解放の展望があるんだといわんばかりなのです。

あちらん、労働者階級の解放という問題と、部落の解放といふ問題を、まったく同一に取扱おうとは思ひません。しかし馬原氏は、労働者階級の解放を、どのように考えているのでしょうか。実は、資本主義の発展そのものが自らの墓掘人を生みだしていくのだといふようなことを、あらためてここで言つるのは、馬原氏にたいへん失礼にあたるようにも思ひます。

部落問題でいえば、資本主義は差別を強化する側面がありながら、実は差別を否定してそれと闘つよくな客観的条件と勢力をつくりだします。資本主義とはそういう矛盾をかかえています。資本主義の発展は、だれもが否定しえない客観的な事実です。そしてそれは、自己を否定する過程

でもあります。したがって部落問題を資本主義から説明することは、解放の展望をなくす事ではなくて、まったく逆に、客観的な法則にしたがって部落解放の筋道を示すことにばかりません。だからこそ我々は、自信をもって解放運動を推し進めることが可能になるわけです。これは「国民的融合論」が、「高度経済成長」に幻惑されて解放の日が近いと大はしゃぎをしていたかと思うと、情勢が厳しくなったといつては解放の展望を見失うのと、実に対照的です。

## ② 近代天皇制の評価

この事と関連して、近年の明治以降の天皇制の研究では、確に国家の型態の上からいうと絶対主義的であるが、国家の類型・本質、どの階級に奉仕したのかという点でいえば、さざれもなく資本主義・帝國主義の産物なんだ。少なくともこのあたりまでは、近代の天皇制の研究は一致してきていると思います。

近代の天皇制の研究で最近論争になってきているのは、類型が資本主義的であるのに、何故、国家型態が絶対主義的であるのか、これは矛盾するのではないか。これをどう統一するのか。現実が矛盾しているのだから、これでいいのだという議論もあるし、類型が資本主義的だから国家の

型態も資本主義的なものになっているんだ、というような議論もあります。この矛盾をどう統一するのかということが議論になってきているようになります。<sup>(3)</sup> 最近のこういう天皇制の研究を、部落問題におきかえていこうとすれば、少なくとも部落差別の型態は封建的であるにしても、その近代天皇制のあとで温存された部落差別の本質は、資本主義的なものだというまでは、国民的融合論であれ、だれであれ認めざるを得ないとこゝろへきているはずです。

こういう日本の近代史の研究と部落問題の論争とは、ある種の切斷をしている。日本の近代史の研究の成果が十分に、まだとり入れられてないという面があります。

たしかに、鈴木良氏などは、「部落は、日本資本主義に構造的に組みこまれ」たとし、「近代日本の部落問題は、幕藩制下の封建的身分差別の直接の連続ではない。法的制度としては廃止されながら、社会的遺制として残存した」とものべており、杉之原氏などよりは明確な認識にたっています。その上で、近代の部落差別は、封建的な身分差別に起源をもつが故に、それを「半封建的身分差別」としてしか規定できないと、近代天皇制の評価とほぼ同じようなところで煩悶しています。

華族制度の研究についても、深谷博治氏の論文<sup>(4)</sup>以外に

も、例えば、岩井忠雄氏がいくつか論文を書いています。

岩井氏の論文をよみますと、華族制度は、さまざまな特権を持っていましたが、それは、第十五銀行という銀行、この銀行は華族だけが株主になれるわけですが、その株主は株の配当で生活をしているとか、何かの事情で借金をして、華族世襲財産法ですか、これも勅命ですが、それで、借金がかえせなくなってしまって、決して身ぐるみ財産が奪われるという事がないように、法律によって保護されているとか、その特権 자체が非常に資本主義的なブルジョワ的な特権だという様な事を岩井氏が明らかにしていて。こういうふうに華族制度そのものの研究というようなもの、これから部落問題の研究で、たいへん参考になると思ひます。

## ③ 鈴木氏・馬原氏の見解について

今、国民的融合論に基づく、近代の部落史研究で一番たくさん論文を書いて、国民的融合論なりに整理しているのが、鈴木良氏です。鈴木氏は、「天皇制権力による地域支配」というテーマをもつて、天皇制というのが非民主主義的なものであって、これが地域支配にまで及んでいます。

今日国民的融合論の多くの議論は、その本質的な所から

部落問題を解明するというよりも、現象面を歩きましながらいろいろな要素をとり入れる、その事は、一面実証的な研究を進めるかもしませんが、何が本質なのかわからなくなる。そして、あれも一つの要因だ、これも一つの要因だ、天皇制権力による地域支配も一つの要因だし、華族制度も要因だとなってきています。要因論というか、多元論というか、最近そういうようになりつつあるのが、特徴です。

こうした中で、鈴木良氏の場合には、先にも述べたように、その天皇制権力の地域支配のあとにある寄生地主制が、近代の部落差別に固有な物質的基盤だとされています。この鈴木氏の見解が、歴史の上では「国民的融合論」の主流となりつつあるように思ひます。

確かに資本主義からストレートにそれだけで部落問題のその後の変化や温存、再生産のしくみを、日本の資本主義だという事だけで説明するのは確かに単純すぎるでしょう。具体的な説明が必要になつてくる。その反面で、あくまでも根本をおさえていろいろな議論をしていかないと、いきずまってしまいます。

その点で、今日も各分野から国民的融合論の論争が若干かわってきているという報告がありましたが、近代の部落の研究でもそうです。従来、国民的融合論がでた段階で、

これまで進めてきた日本資本主義との関連についての研究を、ほとんど放棄したに等しい馬原氏が、昨年あたりからいく分議論を変けています。例えば、「日本のスラムの形成と部落問題は非常に関係があり、「日本資本主義と部落問題との構造的関連」を明らかにしなければならない」とさえいっています。

こうした問題提起じたいは、決して新しいとは言えませんが、それではいい、これまでの国民的融合論はどうへ行ってしまったのだ。いったい馬原氏は大賀氏と何を論争していたのか、と言いたくなります。ま、しかし、馬原氏があらためて資本主義との関係を明らかにしなければならないといいはじめたことは、注目しておきたいと思います。

こうじた傾向は、国民的融合論者の中でも、もう一度でてくるのではないかと思うし、先に述べたように、各地で取り組まれている部落史の研究では、具体的な実証事例がでてくるようになつたことやさらに実証的な研究が進んでいけば、具体的な形で明治以降の歴史が明らかにされ、差別が何故残ってきたのかという事も、より具体的に明らかになつてくるのではないかと考えています。

#### (1) 山崎隆三「天皇制と部落問題」(『部落問題研究』第六〇)

輯、一九七九年六月)

- (2) 馬原鉄男「身分問題をめぐる研究の動向」(『部落』第四〇三号、一九八一年三月)

- (3) 山崎隆三「天皇制国家論の再検討とその課題」(歴史學研究会編『現代歴史学の成果と課題II』青木書店、一九八二年)

- (4) 鈴木良「地域支配と部落問題」一一頁および一五頁

- (5) 深谷博治『新訂華士族制度の研究』(一九七三年、吉川弘文館)

- (6) 岩井忠志「華士族制度の展開」(『日本近代國家と民族運動』)、磯野誠「華族世襲財産法制定と改正の過程」(『明治国家形成過程の研究』御茶の水書房、一九六六年)

- (7) 馬原鉄男「日本都市下層社会研究対書」(『部落問題研究』第七四輯、一九八二年十二月)

#### おわりに

杉之原論文には、まだまだ検討しなければならない多くの論点が含まれています。たとえば、第四の論点と関連して、杉之原氏は、「絶対主義的天皇制」や寄生地主制の廃止を高く評価するわけですが、そうした変化は実は戦後の民主的改革によって始まるのではなく、すでに戦時下において始まり、民主的改革によって定着していくのです。当

然、被差別部落も戦時下から大きな変化をこうむったわけで、生活を支えていた様々な仕事を奪われて、軍需工場などへ多く動員されていきます。あるいは、皮革産業においては、独自の支配が強化されていますが、こうした事実は、けつして部落差別を解消するものではありませんでした。こうした、戦後の部落問題を考える上で欠かすことのできない、戦時下の被差別部落の研究を進めることも、大きな課題です。

また、第五・第六の論点と関連して、戦後の部落史・解放運動史の実証的研究は、いよいよ重要になってきています。しかし、すでに時間が過ぎていますので、多くをのべることができませんが、以上検討してきましたように、杉之原論文をひとつとっても、それは、あくまでこれまでの研究の成果を無視し、「国民的融合論」の内部からの批判をも無視するものです。

しかし、随所にみられるように、「国民的融合論」は手直しを迫られています。

私たちは、より一層、近代の部落史研究の課題を明確にしながら、具体的な研究の成果をふまえて、「国民的融合論」を批判していきたいと考えています。

## 社会啓発の理論と課題

B6判332頁 定価1,500円

### 課題編

- いま、発想の転換を ..... 大賀 正行
- 最近の差別事件と啓発の課題 ..... 友永 健三
- ネタみ差別意識の分析と課題 ..... 山中 多美男
- これから啓発のあり方 ..... 小森 哲郎
- 企業研修の課題 ..... 香野 貞人
- 人権草の根運動と社会啓発 ..... 加藤 敏明

### 原論編

- ユネスコと人権教育 ..... E・ジェルピ
- 社会教育と人権学習 ..... 元木 健
- 説得とはどういうことか ..... 山根 英夫
- おとな・発達・学習 ..... 堀 燕夫
- 資料(啓発答申・同和対策と市民のくらし)

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL 06-568-1300